



民生委員制度創設
100周年シンボルマーク

お気軽にご相談ください あなたのまちの民生委員・児童委員

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。今年度は、民生委員制度創設100周年を迎える記念すべき年です。民生委員・児童委員は、日常生活で困ったことや、心配ごとなどの相談に応じ、行政や関係機関との調整役を果たすなど地域の頼れる存在です。この制度をより多くの方に知ってもらうために民生委員・児童委員の活動内容などについて紹介します。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法によって設置が定められており、厚生労働大臣に委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。

市内では、118人の委員が活動しています。

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、「行政や専門機関など関係機関へつなぐ役割」を担っています。地域の皆さんと同じ立場で相談に乗り、問題解決に向けて適切な機関と地域の重要なパイプ役として働いています。

民生委員・児童委員の活動内容

民生委員・児童委員は、社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行います。

近年増加している一人暮らし高齢者の孤独死の問題や児童虐待に対し、地域住民に根ざした活動を生かして、専門的な支援につなげていく役割を担っています。

相談したいとき

民生委員・児童委員には、住所により担当地区が定められていますので、社会福祉課

問 社会福祉課 ☎316

身近な民生委員へご相談を！

八潮市民生委員・児童委員協議会
会長 篠木 猛さん



●活動を始めてから気づいたことはありますか。
28年前に委嘱された当時は高齢者に関する問題が大きくなっていた。ウエイトを占めていたが、近年は、ひきこもり、虐待、DV、子どもの貧困など、問題が多様化し、より深刻化して感じています。

●どのような活動をされていますか。
地域の敬老会、ふれあいサロン、いこい体操などの開催協力、一人暮らしや寝たきり高齢者の実態調査、地域の人たちが抱える問題の相談に対するアドバイス、また幼児虐待、青少年問題など必要な支援が受けられるよう関係機関との連絡調整を行っています。

●活動時に気をつけていることはありますか。
公平公正を旨として出会った皆さんと等しく接する事、また、活動するうえで知り得た情報をしっかりと守ること、絶えず気を配っています。

●市民の皆さんにメッセージをお願いします。
個人情報に対する個人の意識が高まり、民生委員の力だけでは地域の情報を得るのも難しくなっています。皆さんから細かな情報を民生委員にお寄せいただければ、より一層地域福祉の発展につながっていくものと考えています。

●活動を始めてから気づいたことはありますか。
28年前に委嘱された当時は高齢者に関する問題が大きくなっていた。ウエイトを占めていたが、近年は、ひきこもり、虐待、DV、子どもの貧困など、問題が多様化し、より深刻化して感じています。

●活動を始めてから気づいたことはありますか。
28年前に委嘱された当時は高齢者に関する問題が大きくなっていた。ウエイトを占めていたが、近年は、ひきこもり、虐待、DV、子どもの貧困など、問題が多様化し、より深刻化して感じています。

●活動を始めてから気づいたことはありますか。
28年前に委嘱された当時は高齢者に関する問題が大きくなっていた。ウエイトを占めていたが、近年は、ひきこもり、虐待、DV、子どもの貧困など、問題が多様化し、より深刻化して感じています。

八潮らしい街並み景観 形成支援補助制度について

50年、100年先を見据え、地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、やしお家づくりデザインマナーブックに基づいた住宅を建築する方に、費用の一部を補助します。

問 都市計画課 ☎346

■対象住宅

申込資格を満たす方で、「家づくり補助基準」に基づき、新築工事を行う個人住宅

■対象地域

用途地域が、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域

■対象工事

「家づくり補助基準」に適合(全20項目)

○一定の居住機能(玄関、台所、便所、浴槽)が完備

○敷地面積が100平方メートル以上かつ500平方メートル未満

○請負金額が1000万円以上(消費税を除く)の工事(ただし、カーポート、物置倉庫などの費用は除く)

■補助金額

1棟あたり一律100万円

■補助件数

2棟分(申込順)

■申込資格

○申込日現在、市に1年以上住所を有する方または市内の土地区画整理事業で公売中の保留地を購入した方

○市税を滞納していない方

○補助金の交付決定前に、工事を着手していない方

○工事完了後に一定期間、住宅を公開し、市が発行する広報紙、市ホームページおよびパンフレットに掲載すること

を承諾できる方

○過去に本制度による補助金の交付を受けていない方

■申込方法

12月8日までに、所定の申請書(都市計画課またはホームページで入手)などを都市

計画課窓口へ(郵送不可)
※家づくり補助基準や必要書類など、詳しくは、お問い合わせください。

◆家づくり補助基準の主な具体例

玄関には、庇や軒下の空間を設け、鉢植えなどを配置する。

舗装材の素材などに配慮する。

通りから見える箇所には、中高木を植える。

屋外設備(室外機)などを通りから見えにくい箇所に設置する。

垣・柵などは、高さを1.2メートル以下、接道部では長さを接道長の2分の1以下とする。

屋根は、街並みの連続性を感じさせる切妻や寄棟などの傾斜屋根とする。

道路に面した外壁には見附面積の20パーセント以上に自然素材を用いる。

住宅のアクセントとして、道路に面した1階部分に軒先または庇を設ける。

縁側やテラスなどを設置する。